平成２４年（へ）第６号
東京都世田谷区松原１丁目56番23号
申立人　豊栄産業株式会社
代表者代表取締役　藤牧　明晴
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月２日
平成24年11月14日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｉ410465
金額　3,000,000円
支払期日　平成24年９月10日
支払地　埼玉県新座市
支払場所　株式会社武蔵野銀行新座南支店
振出日　平成24年５月16日
振出地　東京都西東京市
振出人　菊池建設株式会社　代表取締役　菊池俊一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｉ410467
金額　1,000,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
平成２４年（へ）第７号
東京都千代田区神田須田町２丁目25番地
申立人　株式会社ヤマカミ
代表者代表取締役　山上　茂久
申立人代理人弁護士　忠内　信篤
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月14日
平成24年11月15日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＰ49906
金額　3,000,000円
支払期日　平成24年10月31日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行浦和支店
振出日　平成24年６月25日
振出地　さいたま市桜区西堀５丁目２番地36
振出人　株式会社関東甲信クボタ　代表取締役　吉松　勇人
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＨＰ49907
金額　888,006円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
平成２４年（へ）第５６号
東京都渋谷区猿楽町26番２号
申立人　株式会社フレイアクリエイション
代表者代表取締役　藤木　裕三
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月14日
平成24年11月15日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＲ285334
金額　571,363円
支払期日　平成24年９月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成24年６月28日
振出地　大阪市
振出人　株式会社パル　代表取締役　井上　隆太
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第４号
東京都墨田区東向島３丁目16番17号
申立人　株式会社シミズ産業
代表者代表取締役　清水　英彦
申立人代理人弁護士　馬上　融
同　中村　悦子
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月13日
平成24年11月14日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ68245
金額　207,480円
支払人　むつみ株式会社
支払期日　平成24年１月25日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社中国銀行姫路支店
振出日　平成23年11月15日
振出地　東京都千代田区
振出人　有限会社アズビス　代表取締役　古木始
受取人　有限会社アズビス
引受人　むつみ株式会社
裏書人　有限会社アズビス　代表取締役　古木始
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ68327
金額　311,482円
支払期日　平成24年２月25日
⑵の為替手形の支払人、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、引受人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑴の為替手形の記載に同じ
平成２４年（へ）第１号
広島県竹原市西野町1549番地
申立人　マルカツ運輸株式会社
代表者代表取締役　小坂　智徳
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月11日
平成24年11月14日　竹原簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＦ73812
金額　500,000円
支払期日　平成24年８月10日
支払地　広島県竹原市
支払場所　株式会社もみじ銀行竹原支店
振出日　平成24年４月10日
振出地　広島県竹原市
振出人　株式会社信木組　代表取締役　信木博明
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
神奈川県鎌倉市山崎1795番地
申立人　関根　崇夫
申立人代理人弁護士　田中　大介
同　田中　雅大
権利の届出の終期　平成24年11月13日
平成24年11月15日　鎌倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　鎌倉市山崎字宮廻666番
畑　1120平方メートル
⑵登記年月日番号　横浜地方法務局湘南支局大正７年８月10日受付第1066号
⑶登記した権利の内容
明治43年２月８日地上権設定契約
目的　建物、竹木所有
範囲　西側８歩
存続期間　25年
地代　１反歩付年25円20銭
支払期　毎年２月28日１ヶ年前払
原因　大正７年８月８日地上権売買
地上権者　東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷1243番地　鏑木銀次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２４年（フ）第５０５号
相模原市中央区田名2327番地７
債務者　有限会社泉田工業
代表者代表取締役　泉田　太輔
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安富　真人
４　破産債権の届出期間　平成24年12月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後４時
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（フ）第６５１号
栃木県宇都宮市関堀町553番地
債務者　有限会社小堀組
代表者代表取締役　小堀　方巳
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
４　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係